

事業着手前確認書（空き家家財道具等片付け支援事業）

※空き家バンク登録者用

木城町移住定住等空き家流通促進事業補助金要綱第3条に定める、「空き家家財道具等片付け支援事業」の事業着手に先立ち、下記に記載の補助要件等について事前に確認をいたしました。

年 月 日

（補助金申請予定者）

住 所 _____

氏 名 _____

①補助対象経費

- 木城町空き家バンクに登録された、又は登録をしようとする空き家に残存する住宅家財道具等の処分又は移設費用として、一般廃棄物処理業者等に支払う経費。
- 空き家又はその敷地の清掃又は除草費用として事業者を支払う経費。

②申請期間

- 事業完了から6ヶ月を経過するまで

③補助率（限度額）

- 補助対象経費に1/2を乗じて得た額（10万円）

④補助要件

- 税・使用料等の滞納がないこと。
- 暴力団等でないこと。
- 当該事業により処分する家財等の廃棄物について法令等に基づき適切に処分を行うこと。
- 既に空き家バンクに登録されている空き家にあつては、事業実施後に空き家バンク掲載の取り下げを行わないこと。
- 空き家バンク登録見込みの空き家にあつては、事業実施後速やかに空き家バンクへの登録を行いその後の掲載取り下げを行わないこと。

⑤補助金申請に必要な添付書類

- 事業実施に係る契約書等
- 事業実施に係る経費を確認できる請求書の写
- 事業実施に係る経費を支払ったことを確認できる領収書又は銀行振込等の写し
- 家財等の整理・搬出前後の写真
- その他地域政策課に提出を求められた書類

⑥返還要件

- 偽りその他不正な手段により補助金の交付を受けた場合。(全額返還)
- 補助金交付決定の内容又はこれに付した条件に違反した場合。(全額返還)
- 事業実施後に空き家バンクへの登録を行わなかった又は空き家バンクの掲載取り下げを行った場合(全額返還)
- 当該事業により処分する廃棄物等について法令等に基づく適切な処分を行われなかった場合(全額返還)